

「法の日」週間を迎えて

～10月1日からの1週間は

「法の日」週間です～



10月1日は「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

「法の日」は、今年で60回目を迎えます。

～「正義」像～

ギリシャ神話に出てくる法の女神テミスに由来するものであるといわれ、右手には正邪を断ずる剣を掲げ、左手には衡平を表す秤を持っています。

「法の日」週間行事で、法を身近に感じてみませんか？

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、各種の行事を実施しています。

各地の裁判所の行事は、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) や、各地の裁判所の総務課でご案内しています。ぜひご参加いただき、法や裁判所を身近に感じてください。

【鹿児島地方・家庭裁判所の法の日行事】

家裁の人ってどんな人？～大人の社会見学～

鹿児島家庭裁判所では、今年も18歳以上(ただし、高校生を除く)を対象とした見学会を実施します。

11月11日(月) 18:00～20:00 「NIGHT COURT」

11月12日(火) 13:30～15:30 「DAY COURT」

の2日間を予定しています。申込方法等の詳細については、後日ご案内いたします♪

